

# 経営事項審査に関するQ&A集

(静岡県知事許可業者向け)

平成26年4月

静岡県交通基盤部建設業課

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

## 1 経営事項審査に関する手続きについて 1

- Q 1.経営事項審査を受審したいのですが、審査の手続きを教えてください。 1
- Q 2.経営規模等評価の審査は、審査会場でどれ位の時間が掛かりますか？ 1
- Q 3.結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の発行にはどれ位の期間が掛かりますか？ 1
- Q 4.審査要領に示された経営規模等評価日程では都合がつかないのですが？ 1
- Q 5.経営規模等評価の審査会場で、書類に不備があり補正指示書を交付され、一部審査を受け直す必要がある旨説明を受けました。当日中の書類の補正が難しい場合、どの会場で審査を受け直せばよいでしょうか。 2

## 2 申請書類の記入方法について 2

- Q 1.申請書本紙における自己資本額(項番:17)の「審査対象」と申請書別紙一に記入する工事種類別(元請)完成工事高の「計算基準の区分(項番:31)」の記入欄は選択項目になっています。それぞれどちらを選択した方が有利になりますか。 2
- Q 2.申請書別紙一に記入する工事種類別(元請)完成工事高は、審査対象の建設業種によって他の業種の(元請)完成工事高の実績を振替えること(特例計算)ができる場合があると聞きました。その際の記入方法や注意点について教えてください。 2
- Q 3.前回の経営事項審査で特例計算をしなかった業種について、今回の経営事項審査では特例計算を行いたい(例:「とび・土工」を「建築一式」工事に振り替えたい)と思います。この場合、審査対象事業年度の完成工事高のほか前審査対象事業年度についても「とび・土工」工事を「建築一式」工事として振り替え、その旨申請書別紙一に記載することはできますか。 3
- Q 4: 父親等から個人事業を承継しましたが、申請書別紙一の工事種類別(元請)完成工事高に、過去の父親等の個人事業の実績を含めて記入することはできますか。 4
- Q 5: 個人事業主から法人成した経緯がありますが、申請書別紙一の工事種類別(元請)完成工事高に、過去の個人事業主としての実績を含めて記入することはできますか。 4
- Q 6.申請書別紙二「技術職員名簿」には、どのような職員を記入することができますか。 4
- Q 7.申請書の作成等を依頼したいと思いますが、誰に依頼しても構わないですか？ 5

## 3 提出書類について 6

- Q 1.経営状況分析結果通知書の発行をまだ受けていないのですが、審査を受けることはできますか？ 6

#### 4 持参書類について

6

Q 1. 総勘定元帳を電子化していますが、専用の端末を審査会場に持っていくことができません。そのため、電子帳票を紙に打ち出して持って行きたいのですが、どの部分を持っていったらよいですか？

6

Q 2. 労働保険料を電子納付しているため、「雇用保険加入の有無」に関し必要な書類として、領収証書等準備できないのですが、どうしたらよいですか？

6

Q 3. 消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか？

6

#### 5 その他

6

Q 1. 結果通知書を紛失してしまったのですが、どうすればよいですか？

6

Q 2. 経営事項審査を受審した直後、審査対象業種を追加したいため、必要な手続、書類を教えてください。

7

Q 3. 経営事項審査を受審する場合の工事経歴書の書き方がよく分からないのですが。

10

本 Q&A 集は、静岡県知事許可業者からよく寄せられる経営事項審査に関する問い合わせとそれに対する回答を平成 26 年 4 月現在においてまとめたものです。本内容については、実際の審査の実情や制度改正等により今後変更される場合もありますのでご了承ください。

静岡県の経営事項審査に係る手続き全般については、「経営事項審査申請要領」を確認ください。また、経営事項審査申請要領及び経営事項審査制度に係る最新の情報については、県ホームページ「建設業のひろば」で確認ください(本 Q&A 集最終頁参照)。

なお、制度改正直後においては、本 Q&A 集の内容の更新に時間を要することから、最新の内容について確認が必要な場合は直接県建設業課 (tel054-221-3058) にお問い合わせください。

## 1 経営事項審査に関する手続きについて

Q1.経営事項審査を受審したいのですが、審査の手続きを教えてください。

A1.所管の県土木事務所に決算終了後の変更届出書を提出した際に、各土木事務所の会場で実施する「経営規模等評価」の審査の予約をしてください(静岡県知事許可業者については、完全予約制です)。

「経営規模等評価」の審査の前には、必ず登録経営状況分析機関に対して「経営状況分析」を申請し、「経営状況分析結果通知書」を取得してください。

審査会場においては、「経営事項審査申請要領」を事前に確認の上、申請書類、経営状況分析結果通知書、その他提出及び提示書類を持参し、審査を受けてください。

正式に申請書が受け付けられた際は、後日、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が事業所又は申請代理人あて送付されます。

Q2.経営規模等評価の審査は、審査会場でどれ位の時間が掛かりますか？

A2.審査においては、静岡県行政書士会会員が審査員を務める①事前審査と静岡県職員が務める②本審査の2回の審査を受けていただく流れになります(静岡県は静岡県行政書士会に審査事務を一部委託しています)。

通常であれば、待ち時間を除き事前審査が30分以上、本審査が15分以上です。ただし、技術職員や審査対象業種が多い場合又は書類に不備・訂正事項等ある場合は、より審査に時間が掛かる可能性があります。

Q3.結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の発行にはどれ位の期間が掛かりますか？

A3.経営規模等評価の審査会場で、申請書を受け付けた日から概ね30日以内を目途に、各会場別に順次結果通知書を作成し、発送しています。

特定の会場及び事業者に対してのみ、結果通知書の作成、発送を急ぐことはできないため、余裕を持って経営規模等評価の予約をしてください。

また、受付後、補正(書類の訂正)が必要であることが確認された申請書については、後日担当職員が連絡し、書類の差替等必要になる場合もあるため、結果通知書の作成により時間が掛かりますのでご注意ください。

Q4.審査要領に示された経営規模等評価日程では都合がつかないのですが？

A4.審査日は、原則として申請者の所在地及び決算月毎に指定する日に審査を受けていただきますが、経理上の都合などでやむを得ず受審できない場合には、別の日程で受けてください。

なお、所管の土木事務所以外の会場で受審を希望される場合は、次の①又は②のいずれかの方法で予約を行ってください。

- ① 所管の土木事務所へ連絡（所管土木事務所から受審を希望する会場の土木事務所へ連絡し、予約手続きを行います。）
- ② 受審を希望する会場の土木事務所の窓口で、受付印のある決算終了後の変更届を提示

Q5.経営規模等評価の審査会場で、書類に不備があり補正指示書を交付され、一部審査を受け直す必要がある旨説明を受けました。当日中の書類の補正が難しい場合、どの会場で審査を受け直せばよいでしょうか。

A5.補正指示書を交付され、改めて別の日及び別の審査会場で審査の受け直しをする際、土木事務所への予約は不要です。希望する日及び会場を申請要領中の「経営規模等評価日程」で確認し、補正指示書を最寄の審査員に提示の上、審査員の指示に従って審査を受けてください。

なお、補正指示書の交付を受ける際、次回、申請書等の提出書類の他に持参が必要な書類について確認いただくようお願いします。

## 2 申請書類の記入方法について

Q1.申請書本紙における自己資本額(項番:17)の「審査対象」と申請書別紙一に記入する工事種類別(元請)完成工事高の「計算基準の区分(項番:31)」の記入欄は選択項目になっています。それぞれどちらを選択した方が有利になりますか。

A1.審査項目のうち、「自己資本額」については、「基準決算」又は「2期平均」を選択できます。「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」については、「2年平均」又は「3年平均」を選択できます。これら2つの項目は独立しており、申請時点においてそれぞれ自由に選択することができます。

これらの選択により、総合評定値を算出する際に用いる各審査項目の評点が異なってきますが、申請される年の状況や業種毎の評点等十分考慮いただき、申請要領中の「IX 総合評定値算出方法」を参考に点数を試算した上で申請書類を作成してください(申請書受付後は、一切変更ができません)。

Q2.申請書別紙一に記入する工事種類別(元請)完成工事高は、審査対象の建設業種によって他の業種の(元請)完成工事高の実績を振替えること(特例計算)ができる場合があると聞きました。その際の記入方法や注意点について教えてください。

A2.許可を受けている業種については、次表の区分に従って「完成工事高」及び「元請完成工事高」を他の業種の実績に振替えることができます(これを「特例計算」と呼びます)。

特例計算を行うためには、振替元、振替先双方の業種について建設業の許可を有していることが必要です。また、振替元の業種については審査対象業種として同時に申請できません。

一式 工事	土木一式	←	とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設
	建築一式	←	大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具
専門 工事	とび・土工	↔	石、ほ装、造園、さく井
	管	↔	熱絶縁
	板金	↔	屋根

(※矢印の方向に向かって振替えができます)

特例計算を行なった場合は、審査対象事業年度の「完成工事高」及び「元請完成工事高」のカラムの下余白にその内訳を明記してください(記入例参照)。

なお、前回申請時に特例計算を行った場合の経営事項審査において、前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度の完成工事高については、前回申請を行ったとおりの内容となります(振替えの選択を改めて変更することはできません)。

(記入例)

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 23年04月 至 24年03月	審査対象事業年度 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 24年04月 至 25年03月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均												
業種コード 32010	完成工事高(千円) 250000	元請完成工事高(千円) 121357	完成工事高(千円) 283108	元請完成工事高(千円) 123598												
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	<p>特例計算を行う場合には、内訳を記入する。書き切れない場合には、「工事種類別完成工事高付表」を用いる。</p> <table border="1"> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>123,598</td> <td>土木一式工事</td> <td>123,598</td> </tr> <tr> <td>とび・土工工事</td> <td>159,510</td> <td>とび・土工工事</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>283,108</td> <td></td> <td>123,598</td> </tr> </table>		土木一式工事	123,598	土木一式工事	123,598	とび・土工工事	159,510	とび・土工工事	0		283,108		123,598
土木一式工事	123,598	土木一式工事	123,598													
とび・土工工事	159,510	とび・土工工事	0													
	283,108		123,598													

Q3. 前回の経営事項審査で特例計算をしなかった業種について、今回の経営事項審査では特例計算を行いたい(例: 「とび・土工」を「建築一式」工事に振り替えたい)と思います。この場合、審査対象事業年度の完成工事高のほか前審査対象事業年度についても「とび・土工」工事を「建築一式」工事として振り替え、その旨申請書別紙一に記載することはできますか。

A3. 前回、審査を受けた工事種類別完成工事高は確定値として取り扱いますので、この場合前審査対象事業年度の完成工事高を他の工事に振り替えることはできません。

**Q4：父親等から個人事業を承継しましたが、申請書別紙一の工事種別(元請)完成工事高に、過去の父親等の個人事業の実績を含めて記入することはできますか。**

A4：当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

※ 上記の要件を満たす場合は、営業年数の起算点も過去の個人事業の許可時点からです。

**Q5：個人事業主から法人成した経緯がありますが、申請書別紙一の工事種別(元請)完成工事高に、過去の個人事業主としての実績を含めて記入することはできますか。**

A5：当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

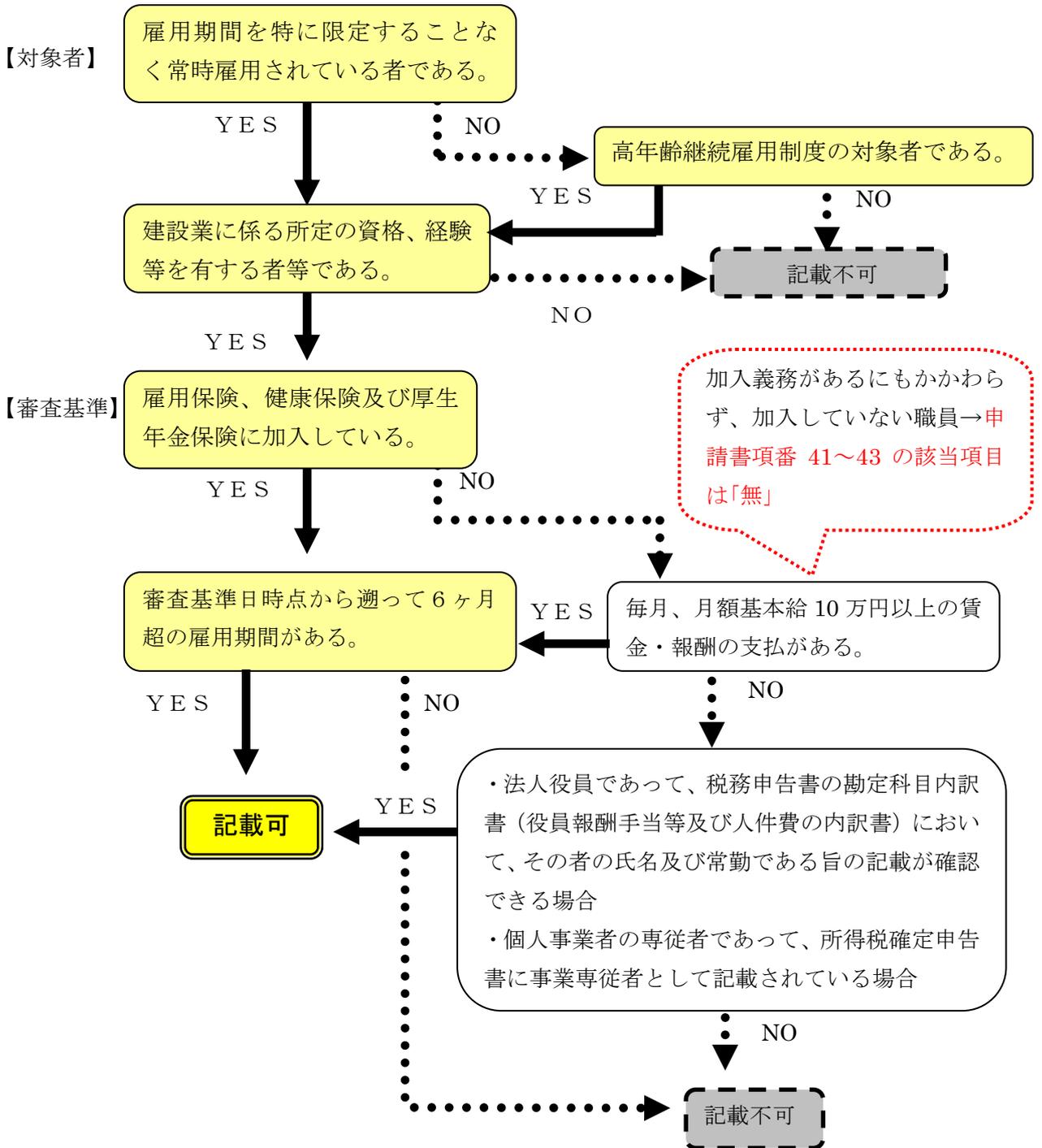
- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

※ 上記の要件を満たす場合は、営業年数の起算点も過去の個人事業の許可時点からです。

**Q6.申請書別紙二「技術職員名簿」には、どのような職員を記入することができますか。**

A6.技術職員名簿に記入できる職員は、「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者」で、具体的には、次の図のとおり審査を行います。対象者や必要となる資格、経験等詳細は、申請要領を確認ください。

【図】



Q7.申請書の作成等を依頼したいと思いますが、誰に依頼しても構わないですか？

A7. 法令で定めがある場合を除き、行政書士でない者が報酬を得て行政官庁に提出する書類を作成することは行政書士法違反になりますのでご注意ください。

なお、申請者から委託を受けた行政書士が申請する場合、申請書の余白に行政書士の住所、氏名及び電話番号を明記の上、職印を押してください（職印のない申請書は受付できません。）。

また、行政書士法第1条の3に基づく代理申請による場合、申請者からの委任状が必要です。申請者から結果通知書の受領を委任されている行政書士については、委任状にその旨を明瞭に記載するとともに、審査会場で用意されている返信用封筒に氏名及び宛先を記載して申請書とともに提出してください。

### 3 提出書類について

Q1.経営状況分析結果通知書の発行をまだ受けていないのですが、審査を受けることはできますか？

A1.経営状況分析結果通知書は、経営規模等評価の会場における審査で使用しますので必ず持参してください。審査当日に持参できない場合には、補正扱いとし次回以降に審査を受け直していただくこととなります。

### 4 持参書類について

Q1.総勘定元帳を電子化していますが、専用の端末を審査会場に持っていくことができません。そのため、電子帳票を紙に打ち出して持って行きたいのですが、どの部分を持っていったらよいですか？

A1.総勘定元帳については、基本的に完成工事高の確認や仮受・仮払消費税の処理が適正にされているか確認します。

しかし、提出・持参書類において疑義が生じた場合、その他の部分を確認する必要があることにご留意ください。

Q2.労働保険料を電子納付しているため、「雇用保険加入の有無」に関し必要な書類として、領収証書等準備できないのですが、どうしたらよいですか？

A2.通帳の写し等保険料を納付したことが分かる書類を持参してください。

Q3.消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか？

A3.消費税及び県税等を完納しているか否かは、経営事項審査の審査項目ではなく、税額の全部または一部に未納がある場合でも、審査を受けることはできます。

ただし、未納のままである場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

### 5 その他

Q1.結果通知書を紛失してしまったのですが、どうすればよいですか？

A1.「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を紛失した際、当該通知書の再発行はできません。

県庁建設業課で保管している通知書の写しに原本確認を付して交付することはできますので、必要な方につきましては以下の方法により手続きを行ってください。

- (1) 原本確認願の提出先  
 県庁交通基盤部建設業課（県庁本館2階）  
 ※郵送による提出も可（返信用封筒を同封のこと）
- (2) 手続きに必要な書類
- ①「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書原本確認願」  
 （申請要領中の様式集に掲載） 1部
  - ②「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」副本  
 （建設業課の受付印があるもの）の写し 1部

**Q2. 経営事項審査を受審した直後、審査対象業種を追加したいため、必要な手続、書類を教えてください。**

A2. 通常、経営事項審査では法令に定めのある場合を除き、同一の審査基準日に対する審査の受け直しは認めていませんが、入札参加資格申請等で急を要する場合は特別に認めています。ただし、審査の受け直しであるため、追加したい業種を含めて審査対象業種の全ての業種数に応じた手数料を負担していただくことになります。

この場合における審査の受け直しは、通常の日程による審査日に受け付けますが、入札参加資格申請等で緊急を要する場合には、県庁建設業課窓口で受付しますので、予めご連絡ください。

なお、その際の必要書類は次のとおりになります。

(1) 提出する書類

	書類名	提出部数
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）	正本1部 副本1部
2	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 （様式第二十五号の十一 別紙一）	
3	技術職員名簿（様式第二十五号の十一 別紙二）	
4	その他の審査項目（社会性等）（様式第二十五号の十一 別紙三）	
5	経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十） ※ 前回申請時のコピーでも可。	1部
6	審査手数料収入証紙（印紙）貼付書	1部
7	※決算期変更、法人成、事業継承等で12か月に満たない決算期間がある場合のみ提出 ○利益額計算表 ○工事種類別完成工事高計算表 ○工事種類別元請完成工事高計算表	正本1部 副本1部

※1 審査の場で申請書の訂正を求められることがありますので、訂正印を必ず持参してください。

(2) 審査会場に持参し提示する書類

	提示書類	審査項目	注意事項
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可申請書 (控)</li> <li>・変更届出書 (控)</li> </ul>	許可状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時点で有効なもの全て</li> <li>・変更届出書は必要により提示</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算終了後提出の変更届出書 (控) <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事経歴書 (様式第二号)</li> <li>○直前3年の各事業年度における工事施工金額 (様式第三号)</li> <li>○財務諸表等 (様式第十五・十六号又は様式第十八・十九号)</li> <li>○県税納税証明書の写し</li> </ul> </li> </ul>	工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査対象事業年度分を持参</li> <li>・工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、財務諸表について、消費税課税事業者は消費税抜き、消費税免税事業者は消費税込みで作成してください。</li> <li>・千円未満の端数を切り捨てて表示してください。</li> <li>・工事経歴書は72ページの記載例に従って作成してください (提出した工事経歴書が記載例のとおりでない場合は、作り直して持参してください)。</li> </ul>
10	総勘定元帳 (又はこれに相当する帳簿)	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査対象事業年度分を持参</li> <li>・建設業以外の売上 (兼業売上) がある場合は、完成工事高を明確にできる帳簿等も必要です。</li> </ul>
11	工事経歴書に記載した工事に係る工事請負契約書 (写) 又は注文書 (写) 及び請書 (写)	工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書は不可</li> <li>・業種ごとに元請・下請を問わず金額の大きいものから順に上位10件を提示してください。(※3)</li> </ul>
12	前回の経営規模等評価申請書 (控)	(同上)	直前の決算年度が12か月未満の場合、前々回の申請書 (控) が必要となることがあります。
13	契約後VEにより契約額が減額となったことを証明する書類	(同上)	該当する場合のみ (減額となった各工事について必要です)。

※2 業種追加の審査対象業種に関して、前審査対象事業年度について経営事項審査を受けていない方は、「9」～「11」に掲げる書類を、審査対象事業年度を含め直前2年分持参してください

い。また、「工事種類別完成工事高」で3年平均を選択した場合で、前々審査対象事業年度における経営事項審査を受けていない方は、前々審査対象事業年度における「9」～「11」に掲げる書類を、併せて持参してください。

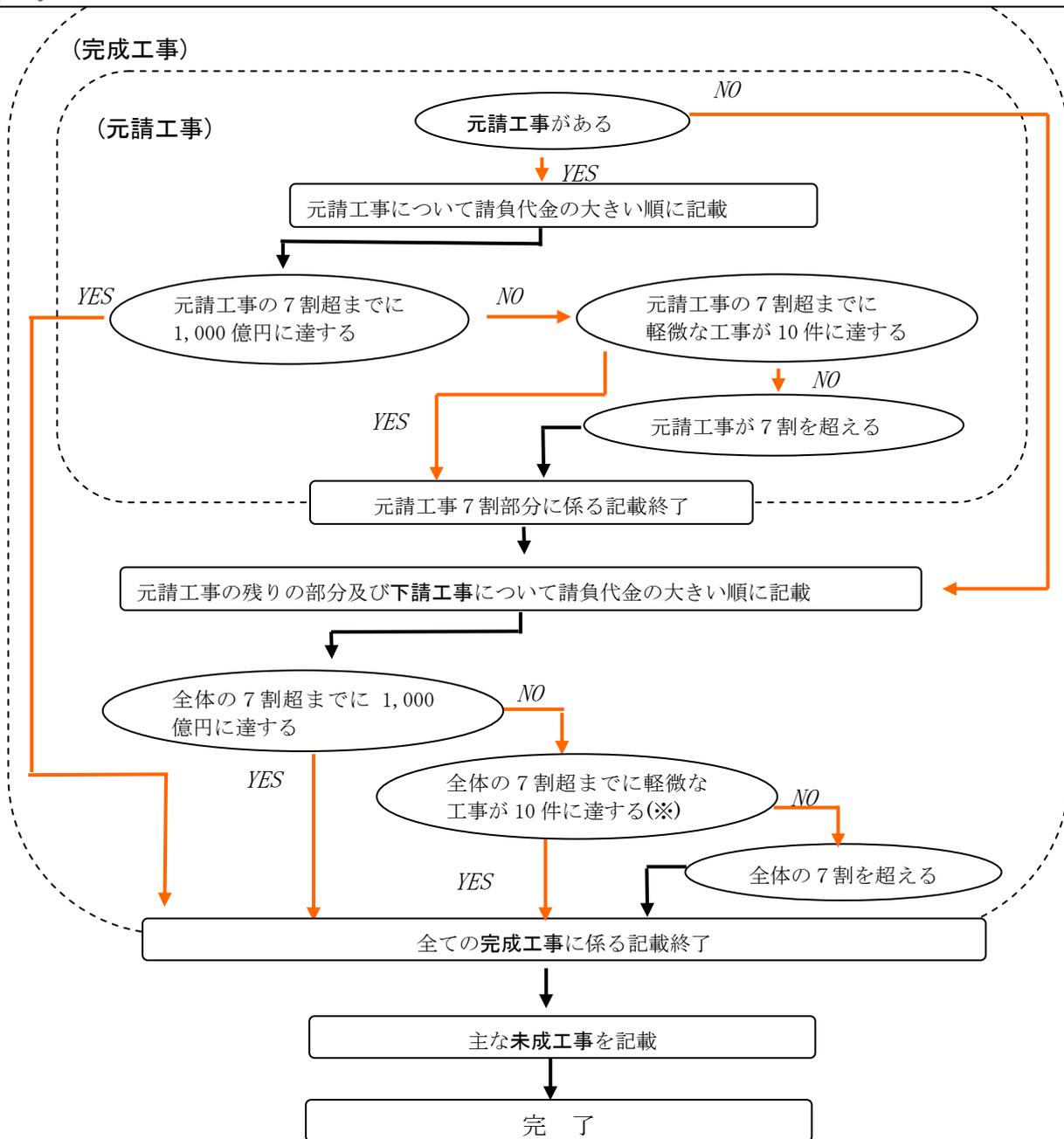
※3 業種追加の審査対象業種に関して、初めて経営事項審査を受ける方は、「9」～「11」に掲げる書類について、「工事種類別完成工事高」で、2年平均を選択した場合には審査対象事業年度及び前審査対象事業年度（直前2年分）を、3年平均を選択した場合には審査対象事業年度及び前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度（直前3年分）を持参してください。

Q3. 経営事項審査を受審する場合の工事経歴書の書き方がよく分からないのですが。

A3. 以下の記入方法に従って工事経歴書を作成してください。「経営事項審査申請要領」に記入例及び記載要領も掲載していますので、併せてご確認をお願いします。

**【工事経歴書の記入方法】**

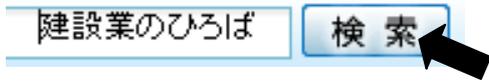
- ①元請工事に係る完成工事について、元請完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
  - ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ただし、①及び②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない。



※ 元請工事7割部分に記載した軽微な工事と合わせ、10件に達するか否か判断

【参考】静岡県ホームページ「建設業のひろば (http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/)」について

1 検索エンジン(Google、Yahoo!JAPAN 等)に「建設業のひろば」と入力してクリックしてください。



2 検索結果に静岡県のホームページが表示されるので、該当箇所をクリックしてください。



### ウェブ検索結果

静岡県 建設業のひろば 建設業のひろば 三重県 静岡県土木部 建設業のひろば で検索

[静岡県 / 建設業のひろば](#)

建設業のひろばトップページへ

2013年1月25日 - ホーム > 交流・まちづくり > 建設業のひろば. ここから本文です。更新日: 平成25年1月25日 ... 利用をご検討されている企業は、お早めに建設業課までお問い合わせください(秘密厳守)。詳しくはこちらをご覧ください。2013年1月11日. (建設工事紛争相談の ...

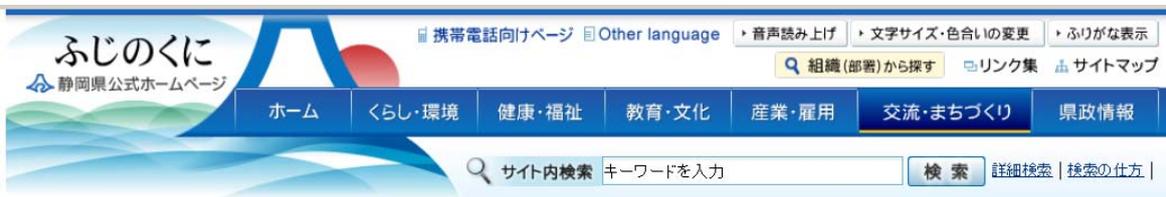
[www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/](http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/) - キャッシュ

[建設業のひろば](#) [建設業許可](#) [静岡県の入札/契約制度について](#)

[経営事項審査](#) 経営事項審査のページへ

[入札参加資格申請](#)

※ 経営事項審査のページ



ホーム > 交流・まちづくり > 建設業のひろば > 建設業のひろば 経営事項審査

更新日: 平成25年10月9日

## 建設業のひろば | 経営事項審査

<a href="#">建設業許可</a>	<b>お知らせ</b>
<a href="#">経営事項審査</a>	<a href="#">「お知らせ」はこちらから確認してください</a> ← 制度改正等新着情報はここから
<a href="#">入札参加資格申請</a>	<b>経営事項審査申請要領等</b>
<a href="#">入札・契約</a>	経営事項審査を受ける方は、「経営事項審査申請要領」を必ずよく読んでから申請書を作成してください。
<a href="#">静岡県の入札契約制度について</a>	<a href="#">申請要領はこちらからダウンロードしてください</a> ← 最新の経営事項審査申請要領はここから
<a href="#">指名停止</a>	なお、経営事項審査の手続き等に関するお問い合わせと回答例をQ&A形式でまとめていますので、手続きやお問い合わせの前にご確認ください。
<a href="#">研修</a>	<a href="#">「経営事項審査に関するQ&amp;A集」はこちらからダウンロードしてください</a>
<a href="#">不良・不適格業者と呼ばれないために</a>	<b>経営事項審査関係様式集</b>
<a href="#">研修テキスト(建設業法等)</a>	経営事項審査で使用する様式等を掲載しています。必要な様式をダウンロードしてください。
<a href="#">建設リサイクル</a>	<a href="#">様式はこちらからダウンロードしてください</a> ← 申請書類等の最新の様式ダウンロードはここから
<a href="#">建設業法(指導・監督)</a>	